

学位審査結果報告書

学位申請者氏名 加藤 喜久

学位論文題目 **Factors of the difficulty on dental treatment of disabled people with special needs**

(二次医療機関における障害者歯科診療の困難さの要因の検討)

審査委員 (主査) 藤井 航



(副査) 原野 望



(副査) 大渡 凡人



学位審査結果の要旨

知的能力障害や、脳性麻痺、自閉スペクトラム症や脳卒中、認知症、統合失調症など、いわゆる障害を有する患者の診療を行うには、通法の対応では治療が困難で特別な配慮が必要であり、時間や人手を要することが多く、その事が一般診療所での対応を困難にしている。発達障害をはじめとする障害者への歯科治療は、それぞれの障害特性に応じた対応法を求められるため、一般診療所において障害を有する患者の受け入れは容易ではない。しかし、どのような因子が障害者歯科診療を困難にしているかを系統的に調査した報告はない。そこで、これらの因子を明らかにすることを目的に本研究を行った。

某センターに通院するスペシャルニーズのある患者139名を対象とした。発達検査、処置の内容、ユニット導入の対応に必要な人数、口腔清掃状態、診療に要した時間、診療報酬についてレトロスペクティブに調査を行った。処置群とリコール群、多人数群と少人数群での比較を行った。また、対応に必要な人数の2群(多人数群、少人数群)を目的変数とした多重ロジスティック回帰分析を用いて、障害名、歴年齢、発達年齢、性別、ユニット導入の様子、口腔清掃状態、一回の診療に要した時間、診療報酬などとの関連を検討した。

対象者の81%は、日常的な口腔ケアが困難で、対人関係、発語、言語理解の発達の低い患者であった。多人数群(n=93)は、少人数群(n=46)に比べ歴年齢に差は認めなかったが、発達がすべての項目で有意に低く、得られた診療報酬に差は認められなかった。対応に必要な人数に影響を及ぼす因子は、基本的習慣と、診療時間であり、受入状況については中程度群と良好群で相関を認めた。

障害者歯科治療の行動管理は、発達年齢に応じて行われ一定のレディネスがあれば薬物による行動調整法や抑制法を使用せずに行うことを目標に対応を行うものである。そのため、レディネスの評価や学習理論に基づくトレーニングが必要な症例も多い。また、一度の対応で適応行動が得られることは少なく、複数のステップを踏み回数を重ねていかなければならないことが多い。さらに、障害者の行動から推測し、判断できる経験を積んだ歯科衛生士などのスタッフの確保も必要である。

本研究結果から、障害者への対応を困難にする因子が低い発達年齢であり、そのために対応に時間と人手がかかることが示された。また、障害者の対応法に見合った診療報酬が得られていないことも示唆されるなど、本論文は非常に有意義なものであるといえる。本学位審査においては、公開審査における質疑応答も概ね適切な回答を得た。主査と副査2名による合議の結果、審査委員会では、本論文の内容は学位論文として価値あるものと判断した。